

厚岸町条例第13号

町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月30日

厚岸町長 若狭立清

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。